

奈良県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年一月七日

奈良県知事 山下 真

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 中谷 佳津代 生駒市高山町一〇三〇―二

〃 高貝 里奈 〃 北田原町二二四九